本号で公布された法令のあらまし

◇**関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令**（政令第二四六号）（財務省）

1　関税割当制度が適用されている物品二〇品目のうち、半年ごとに関税割当ての数量を定めている四品目について、平成二四年度下期における数量をそれぞれ次のとおり定めることとした。（別表関係）

㈠	乾燥した豆（ひよこ豆、緑豆及びひら豆以外のもの）	七万	トン
㈡	コーンスターチの製造に使用するもの コーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造に使用するもの とうもろこし その他のもの（単体飼料用のもので粉砕その他の加工をしてないもの以外のもの）	二〇九万五、六〇〇 五万五、四〇〇 五万七、四〇〇	トン トン トン
㈢	麦芽	二五万三、六〇〇	トン
㈣	でん粉及びイヌリン並びにでん粉等の調製食料品のうちでん粉が最大の重量を占めるもの	八万三、五〇〇	トン

2　この政令は、平成二四年一〇月一日から施行することとした。

政　令

関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年九月二十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第二百四十六号

関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の規定に基づき、この政令を制定する。

関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）の一部を次のように改正する。

別表第〇七一三・一〇号、第〇七一三・三二号、第〇七一三・三三号、第〇七一三・三四号、第〇七一三・三五号、第〇七一三・三九号、第〇七一三・五〇号、第〇七一三・六〇号及び第〇七一三・九〇号の項中「平成二四年四月一日から同年九月三〇日まで」を「平成二四年一〇月一日から平成二五年三月三一日まで」に、「五〇、〇〇〇トン」を「七〇、〇〇〇トン」に改める。

別表第一〇〇五・九〇号の項中「平成二四年四月一日から同年九月三〇日まで」を「平成二四年一〇月一日から平成二五年三月三一日まで」に、「二、〇九一、八〇〇トン」を「二、〇九五、六〇〇トン」に、「五九、二〇〇トン」を「五五、四〇〇トン」に、「五九、六〇〇トン」を「五七、四〇〇トン」に改める。

別表第一〇七・一〇号及び第一一〇七・二〇号の項中「平成二四年四月一日から同年九月三〇日まで」を「平成二四年一〇月一日から平成二五年三月三一日まで」に、「二八七、三〇〇トン」を「二五三、六〇〇トン」に改める。

別表第一一〇八・一二号、第一一〇八・一三号、第一一〇八・一四号、第一一〇八・一九号、第一一〇八・二〇号、第一九〇一・二〇号及び第一九〇一・九〇号の項中「平成二四年四月一日から同年九月三〇日まで」を「平成二四年一〇月一日から平成二五年三月三一日まで」に改める。

附　則

この政令は、平成二十四年十月一日から施行する。

省　令

○厚生労働省令第百三十二号

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）第二条第四項、第十七条、第二十条、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第二十八条及び第三十条の規定に基づき、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十四年九月二十四日

厚生労働大臣　小宮山洋子

財務大臣　安住　淳

内閣総理大臣　野田　佳彦

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則

（法第二条第四項に規定する厚生労働省令で定める事業）

第一条　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号。以下「法」という。）第二条第四項に規定する厚生労働省令で定める事業は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第一項に規定する障害児通所支援事業又は同条第六項に規定する障害児相談支援事業とする。